

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

善通寺市
保健福祉部子ども課

1. 制度概要

制度創設の背景

国は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度を創設しました。

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全国の自治体において実施されます。

対象者

保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満のこども(3歳の誕生日の前々日まで)



こども家庭庁 資料より抜粋

制度の意義

【こどもの成長の観点】

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
- ・同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通してものや人への興味関心が広がる。

【保護者の観点】専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる。

【保育者の観点】保育者として有する専門性を地域の子どもたちの育ちのためにより広く発揮できる。

1. 制度概要

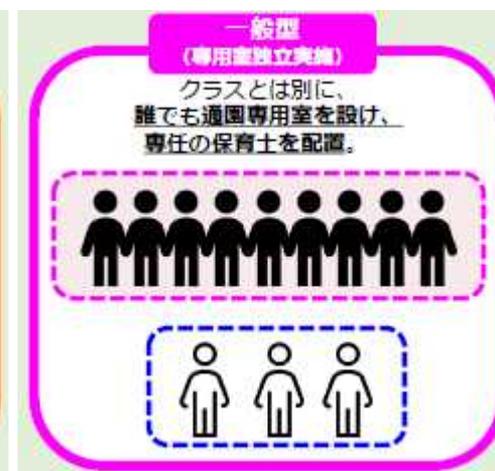
一時預かり との違い	一時預かり事業	こども誰でも通園制度									
実施施設	＜別途本事業に係る市の認可が必要＞ 認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所（小規模保育事業、事業所内保育事業）、認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）、地域子育て支援拠点、児童発達支援事業所										
利用料 （保護者負担）	実施施設において設定（1時間当たり 利用料標準300円）										
普通寺市における 利用可能時間	<table border="0"><tr><td>令和8年度</td><td>一人当たり</td><td>月3時間上限</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>一人当たり</td><td>月4時間上限</td></tr><tr><td>令和10年度～</td><td>一人当たり</td><td>月10時間上限</td></tr></table>		令和8年度	一人当たり	月3時間上限	令和9年度	一人当たり	月4時間上限	令和10年度～	一人当たり	月10時間上限
令和8年度	一人当たり	月3時間上限									
令和9年度	一人当たり	月4時間上限									
令和10年度～	一人当たり	月10時間上限									
給付費単価 （公定価格）	<p>【基本分単価】 こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円</p> <p>【加算分単価】</p> <ul style="list-style-type: none">①障害児加算・・・1時間当たり単価600円②医療的ケア児加算・・・1時間当たり単価2,500円③要支援家庭のこども加算・・・1時間当たり単価600円④初回対応加算・・・1時間当たり単価 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円⑤生活困窮家庭等負担軽減加算 (1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限)⑥賃借料加算・・・1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限）⑦特別地域加算・・・1時間当たり単価300円⑧保護者支援面談加算・・・1回当たり単価1,400円										

1. 制度概要

【余裕活用型】 保育所等の空き定員の枠を活用して受け入れを行う。(既存の職員配置で対応)

【一般型】(在園時合同) 保育所等とは別に定員を設定し、専用スペースを設けない。(専任職員配置)
 (専用室独立) 保育所等とは別に定員を設定し、専用スペースを設ける。(専任職員配置)

実施方法



設備基準

余裕活用型

施設類型ごとに定める基準条例による

一般型

【0歳児・1歳児】 乳児室: 1. 65㎡以上/人
ほふく室: 3. 3㎡以上/人

【2歳児】 保育室または遊戯室: 1. 98㎡以上/人

職員配置

施設ごとの配置基準により在園することも、当事業を利用することも合わせた人数に応じ算出した職員数

【0歳児】 乳児 : 従事者 = 3 : 1以上
 【1・2歳児】 幼児 : 従事者 = 6 : 1以上

従事者のうち1/2以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき当該保育従事者の数は2人※を下ることはできない。

※ただし、保育所等と当事業とを一体的に運営する場合であって、当該保育所等の保育従事者による支援を受けられる場合は、1人とすることができる。

1. 制度概要

利用方法

- 【定期利用】 利用施設、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法。
- 【柔軟利用】 利用施設、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法。
- 【定期利用＋柔軟利用】 定期利用の他に、施設の受け入れ体制に応じ柔軟に利用する方法。

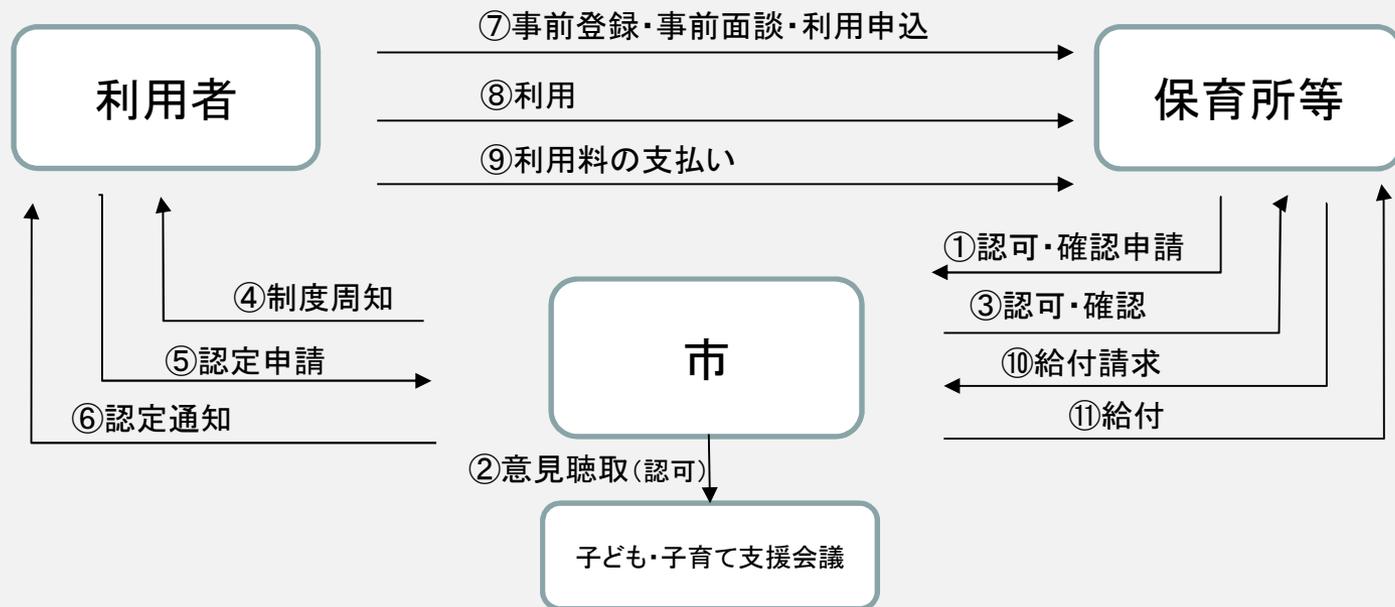
利用者の決定

利用調整(事由によって点数をつけ、順位を決定し、市町村が施設の利用を承諾する。)は不要で、施設において利用可能枠の範囲内で受け入れる。

その他

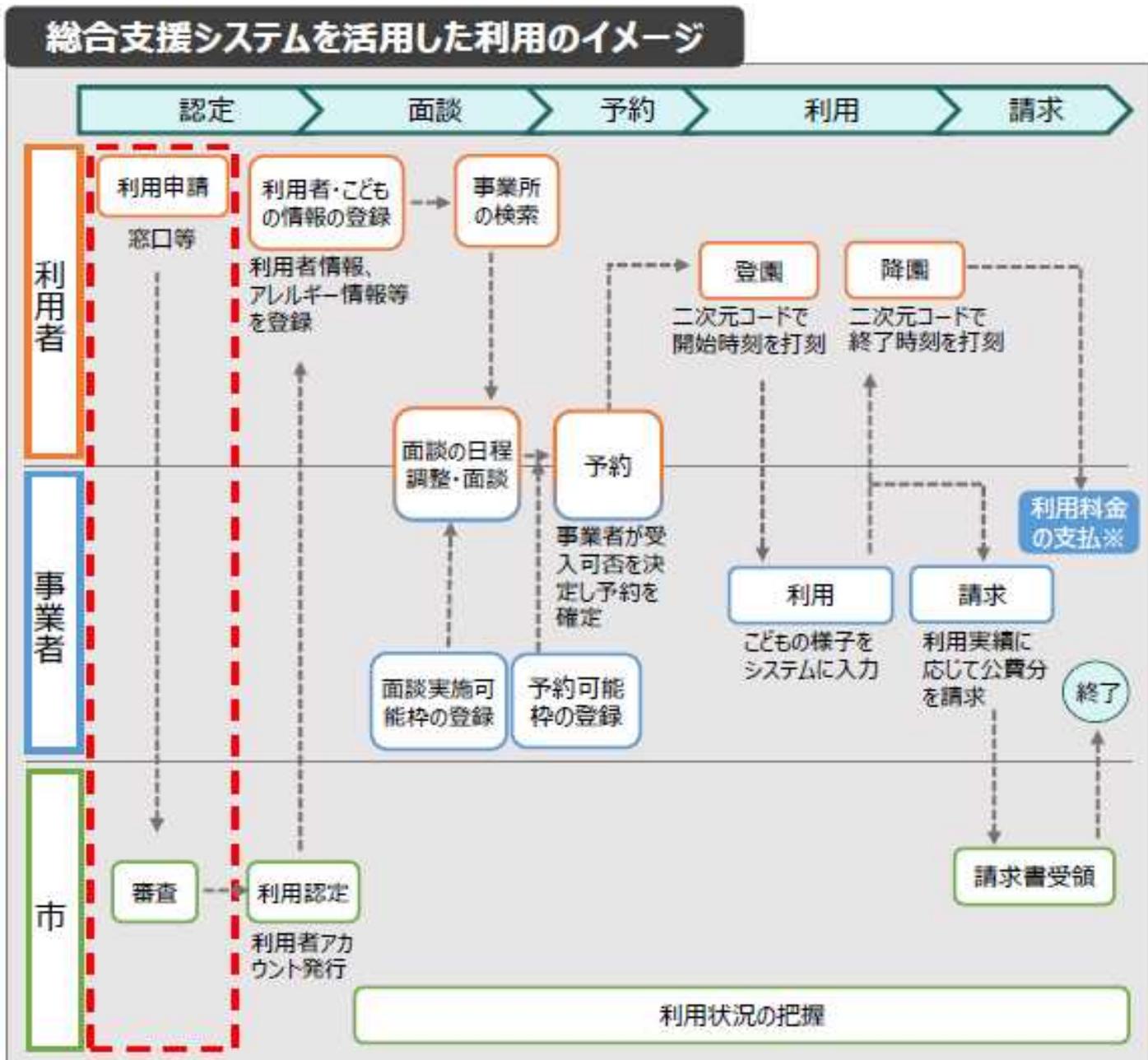
事業を実施するには、市の認可が必要。
<認可申請手続→子ども・子育て支援会議への意見聴取→認可→開所>

事業の流れ



1. 制度概要

利用の流れ



2. 令和8年度公立保育所における体制(案)

実施施設・実施方法	善通寺市立竜川保育所【余裕活用型】																			
受入時間・曜日 食事の提供等	<p>受入可能時間:9時～12時(3時間枠のみ) 曜日:平日月曜日 から 金曜日まで</p> <p>食事の提供等:給食有(11-12)・おやつ有(9:30-10)</p> <p>(アレルギー対応:自宅からアレルギー対応食を持参することを基本とする。)</p>																			
利用方法	【定期利用+柔軟利用】 定期利用の他に、施設の受け入れ体制に応じ柔軟に利用する方法。																			
利用料等	<p>利用料:こども一人1時間 300円 (1回3時間 900円)</p> <p>※生活保護世帯・・・全額免除</p> <p>市町村民税所得割合算額77,101円未満の場合、要支援家庭である場合:1時間100円(1回3時間300円)</p> <p>昼食・おやつ代:別途必要</p>																			
キャンセルポリシー	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用料</th> <th>利用可能時間(月上限時間)の消費</th> <th>昼食・おやつ代</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前日17時までのキャンセル</td> <td>発生しない</td> <td>消費しない</td> <td>発生しない</td> </tr> <tr> <td>前日17時以降のキャンセル</td> <td>発生しない</td> <td>消費する(利用があったものとみなす)</td> <td>発生しない</td> </tr> <tr> <td>当日の遅刻・早退</td> <td>利用時間分発生(1時間単位)</td> <td>利用時間分消費(1時間単位)</td> <td>発生する</td> </tr> </tbody> </table>		利用料	利用可能時間(月上限時間)の消費	昼食・おやつ代	前日17時までのキャンセル	発生しない	消費しない	発生しない	前日17時以降のキャンセル	発生しない	消費する(利用があったものとみなす)	発生しない	当日の遅刻・早退	利用時間分発生(1時間単位)	利用時間分消費(1時間単位)	発生する			
	利用料	利用可能時間(月上限時間)の消費	昼食・おやつ代																	
前日17時までのキャンセル	発生しない	消費しない	発生しない																	
前日17時以降のキャンセル	発生しない	消費する(利用があったものとみなす)	発生しない																	
当日の遅刻・早退	利用時間分発生(1時間単位)	利用時間分消費(1時間単位)	発生する																	
初回面談	初回利用時まで親子同伴で面談を実施する。子どもの発達段階や好きな遊び、アレルギー情報、預かりを行う上で配慮が必要な事項等を聞き取り、事業実施者内で共有する。																			
親子通園	原則、親子通園は行わない(必要と判断される場合にのみ対応)。																			
特別な支援が必要な 児童の受け入れ	特別な支援が必要な児童は、基本的に受け入れることとするが、加配や特別な設備が必要な場合は、保育所の状況により判断する。																			

3. スケジュール

令和7年12月下旬

- ・「善通寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」制定
- ・「善通寺市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例」制定
- ・「善通寺市乳児等通園支援事業の認可に関する規則」制定
- ・「善通寺市特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則」制定

令和8年1月上旬～中旬

～下旬

- ・市内所長園長会(こども誰でも通園制度実施事業者募集について説明)
- ・実施事業者公募(市HP掲載)、事前協議に向けたエントリー
- ・子ども・子育て支援会議(意見聴取)
- ・エントリーのあった事業者との事前協議

2月上旬～中旬

～下旬

- ・応募申込書類の提出
- ・実施事業者決定
- ・認可及び確認申請
- ・市広報3月号掲載・市HP掲載

3月上旬

下旬

- ・子ども・子育て支援会議(意見聴取)
- ・認可・確認
- ・利用者募集、総合支援システム登録等
- ・代用計画に係る県事前協議→代用計画策定
- ・子ども・子育て支援会議(意見聴取)
- ・「善通寺市乳児等通園支援事業に関する条例」制定
- ・「善通寺市乳児等通園支援事業に関する条例施行規則」制定

4月～

- ・事業開始